

令和4年度久留米市障害者差別解消支援地域協議会

条例案検討ワーキンググループ

第10回検討会議 議事録要旨

次 第	1 開会 2 協議事項 (1) 差別の定義、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供について 3 閉会
開催日時	令和4年5月30日(月) 18:30~20:05
開催場所	ZoomによるWeb会議
出席者 (敬称略)	1. 久留米大学、2. 久留米市手をつなぐ育成会 3. 久留米市障害者差別禁止条例をつくる会4名 4. 久留米市障害者基幹相談支援センター、5. 熊本学園大学
欠席者 (敬称略)	なし
内 容	1. 開会 <事務局> ・本日は、条例検討ワーキンググループ(以下、WGという。)メンバー7名中7名参加。また、アドバイザーも参加。 2. 協議事項 (1) 差別の定義、禁止事項について <事務局> ・前回WGにおいて、名古屋市の条例を参考に素案を作るようになっていた。特に問題がない部分については、名古屋市条例の文言をそのまま使用している。例えば、定義の置き方については修正すべき部分がないと思われるので、名古屋市のものを使用している。 ・不当な差別的取扱いの禁止については、名古屋市第8条第1項において「不当な差別的取扱いをしてはならない」ということが明確に述べられていないので、久留米市では追加している。第1項で、大前提として不当な差別的取扱いをしてはならないと示し、第2項で「やむを得ない場合を除き、障害を理由として障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定した。 ・第2項第1号以下については、文言の繰り返しになる部分を削除しているが、内容は同じ。 ・今回新たに、前回WGで意見の出た災害の分野について、第10号として追加している。災害発生時における「避難所においては」の「は」は削除してほしい。

- ・合理的配慮について、名古屋市では市と事業者を分けているが、これは事業者が努力義務ということでこのような書きぶりになっていると思われる。久留米市では大前提として、禁止規定と同じ分野について合理的配慮をしなければならないとしている。また、事業者は努めなければならないとしているが、法改正の施行を見据えて合理的配慮をしなければならないという文章を追加している。最終的な条文については法制部局と調整を行うが、意味としてはこのとおりである。

<会長>

- ・では委員の方、ご意見を。

<委員>

- ・第2項第3号の教育の分野だが、「支援を行わないこと」と書いている。これでいいのか。

<会長>

- ・ここでは禁止事項を書いているので、このとおりで問題ない。

<委員>

- ・不当な差別的取扱の禁止で、第2項第2号イは文章が違うと思う。この文章は第3号イになるのではないか。
- ・名古屋市では「障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること」となっている。この文章の場合に、障害者のあとにカッコで、「その家族」という言葉を追加してほしい。これは精神障害者に限らず、意思表示が難しい障害者もいると思うので、家族や第三者などが代わりに伝えることで、障害者本人の人権を守る、希望に寄り添うことにつながると考える。

<事務局>

- ・広島市や他の自治体では、本人の意思表示が難しい場合は、当該障害のある人の家族その他の関係者という文言がある。今回の場合、カッコ書きで「障害のある人で自らの意思表示が困難である場合には、当該障害のある人の家族、その他の関係者」という趣旨の文を追加する。

<委員>

- ・禁止規定や合理的配慮の文言について、市や事業者だけに限定していいのか。他の自治体では一般市民も含めて「何人も」と記載されているところもあった。この点はもっと議論したほうがいいのではないか。
- ・条例をつくる会では、親亡き後を保障してほしいという意見があったので、条例に入れてほしい。

<事務局>

- ・親亡き後については、本日は差別の定義と禁止事項、合理的配慮について協議をしているので、今後施策を検討するときに議論する。
- ・「何人も」について、以前配布の中核市、政令市や県の条例の中では、市民や県民に対し禁止規定を設けているところはなく、冒頭や他の条項で「差別や権利侵害をしてはならない」と規定している。市民についても改めて別の機会でも協議する。

<会長>

- ・「何人も」については大事なことなので、検討課題として記録に残してください。

<アドバイザー>

- ・確認したい点が数点あり、まず、第2項第1号イの福祉サービスを提供する場合として、「適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所を強制する」とある。この読み方だが、適切な相談があれば、障害者の意思に反して入所を強制されても差別にあたらないのか。ここでは、1つめに適切な相談や支援を行うことなく、2つめに障害者の意思に反して、3つめが入所又は入居を強制するという3つの要件があり、この3つの要件は「アンド」で結び付いている。
- ・ここでは、片方が満たされなかったら差別になるとするために「オア＝または」とすべきで、その文言を入れるべき。

<事務局>

- ・この文章はアンドで結ばれており、2つの要件がそろってはじめて差別に当たるようになっていた。よって、片方の要件が満たされなければ差別にあたるという意味になるよう、「または」でつなぐ文章に修正したい。修正した文章について、改めて提示したいと思う。

<アドバイザー>

- ・2点目に、第2項第7号で「不特定多数の者の利用に供されている建物」とある。この「不特定多数」という表現については、バリアフリー法を作る際に、学校は多数いるが不特定ではないということで対象に含まれなかった経緯がある。今は災害のときに使用することもあるので対象に含まれる。つまり、不特定多数と表現すると、不特定または多数、不特定かつ多数のどちらの意味か分かりづらい。不特定かつ多数と位置付けられると、以前のバリアフリー法のように学校が対象外になる懸念がある。
- ・3点目は、災害の分野について、避難所利用のあと仮設住宅を利用する場合があります、仮設住宅に障害者が入居しづらいという現実がある。よって、避難所の後に「または仮設住宅」という文言を入れた方が良いと思う。

<事務局>

- ・「仮設住宅」と縛ると空きアパート、市営住宅などが含まれない可能性もあるので、「仮設住宅等」としたほうが良いと思うので、その方向で進めたい。

<アドバイザー>

- ・禁止規定であえて「仮設住宅」を入れた方が良いと述べているのは、合理的配慮の部分で問題になると思うからである。合理的配慮の範囲が「前条に規定するあらゆる分野」と規定しているので、「仮設住宅」を入れておくことは「仮設住宅」でも合理的配慮を行わなければならないとなり、分かりやすくなると思う。

<委員>

- ・1つめに、警察や司法などの分野は条例のどの条文にあてはまるのか。2つめに、教育の分野で述べていることは義務教育のことなのか。高校や大学は対象とならないのか。3つめは、さきほど対象として市や事業者、市民などを協議していたが、例えば

自治会や身近なコミュニティーはどの対象になるのか。

<アドバイザー>

- ・自治会は、例えば会議を行う、催しを行うなど自治会として事業を行う場合には事業者の中に入るのではないかと思う。

<事務局>

- ・今回協議している禁止規定や合理的配慮については「その事務又は事業を行うに当たり」と規定していることから、分野が優先だと考えている。事業を行っている者であれば任意団体であっても禁止規定の分野の規定を受けると考える。

<会長>

- ・コミュニティーは抽象的な概念であり、何か事業を営むものではないと思うが、これはどの対象者になるのか。

<事務局>

- ・例えば校区コミュニティーであれば人を雇って事業を行っているように、コミュニティーも何らかの目的をもって組織化されたものと思う。また、自治会などは市民かどうか判別が難しいところだと思う。しかし、さきほども言ったように何らかの分野を行っている方であれば、条例の規制を受けるということで整理したほうが良いと思う。

<アドバイザー>

- ・事業者の定義を定めたほうが良いと思う。さらに障害者、市、事業者の定義を定めたほうが良い。定義があれば、ガイドラインで具体的に説明ができるようになる。

<会長>

- ・2点目の教育の分野では高等学校や大学まで含んでいいのか、定義を定める必要があるのか。

<事務局>

- ・久留米市にある教育機関および療育機関は対象になる。よって小学校、中学校、公立や私立の区別はないと考える。

<アドバイザー>

- ・条文の書きぶりを見ると、行政が就学先の学校を決めるとなっているので義務教育レベルの話。大学では誰が決めるのかと言えば、大学当局が選抜試験で決める。よって、この条文で大学や高等学校まで対象にすることは難しいと思う。
- ・大学や高等学校などを不当な差別的取扱いに入れるとした場合には、障害を理由とした受験や入学の拒否をしない、点数以外のことで入学させない等ということを追加する必要があると思う。

<会長>

- ・名古屋市の条例は、高校や大学まで対象にしていなくていいのか。

<アドバイザー>

- ・名古屋市の条例は学校を決める主体が行政であり、教育委員会のことだと思う。

<会長>

・久留米市の場合は、市にある教育療育保育の全ての機関を対象にするという書きぶりにする必要があると考える。

・久留米市にある県立高校は市の管轄ではないが、この場合は条例の規制の対象外か。

<アドバイザー>

・それは適用の問題で、久留米市内に立地しているのであれば、経営主体が国立や県立などは関係ない。

・義務教育は基本的には入学試験という仕組みはない。義務教育以外では入学試験という選抜の仕組みがある。これらを踏まえると、高等学校や大学など義務教育以外の機関について条文を追加する必要があるのではないかと思う。

<事務局>

・他の自治体の教育分野について調べて、あらためて提示する。

<委員>

・一番問題になっているのは受験をクリアできない障害者の進学保障。まずは高校進学について合理的配慮によって保障できないか。

<アドバイザー>

・これはかなり難しく、あくまで義務教育ではないので競争試験による選考という建前がある。試験の結果により合否を決めることで入学者の質を確保するという枠組みがあり、障害児の高校進学はかなり難しい。しかし、大学はペーパー試験だけではなく、面接だけ、面接プラス論文、社会人枠など様々な選考がある。

<委員>

・大学を受けるには高校を卒業しておかなければならない。大検という制度もあるがこれは高校卒業よりも難しい。大学では受入れが多様と言っても、前提として高校を卒業しなければならない。

・多くの人が高校に進学している状況で、知的障害を持つ人は取り残されているのではないか。この状況を打破するものとして、障害者差別禁止条例は期待されているのではないか。

<アドバイザー>

・実質は義務教育の状況になっているにもかかわらず建前だけが残っているため、むしろ障害者だけが入学できない状況が強まっている。これを打破するひとつに、積極的差別是正措置いわゆるアファーマティブ・アクションがある。アメリカの大学で、ある意味下駄をはかせて入学させるということを一時期行っていた。このような積極的に差別をなくす施策的なものを、差別禁止条例に設けて施策として行う。知的障害者も入学できるような施策を行うというアファーマティブ・アクション的な書きぶりを条例に盛り込むことは、理論的には可能かもしれない。

<会長>

・アファーマティブ・アクションについては賛否両論あって、アメリカでも逆差別だとも言われている。

<アドバイザー>

・日本の施策として障害者雇用促進法をアファーマティブ・アクションと位置づけている。差別禁止で就労支援は難しいが、雇用促進法で就労を促進する。このように雇用の促進と教育の機会増進の2つを条例の中で施策として盛り込む。施策として盛り込むので理屈は難しいかもしれないが、方向性として打ち出す。これはかなり難しいことなので議論が必要だとは思う。

<会長>

・これは施策の問題になるということ。例えば、何らかの障害がある方を10人は必ず入れるようにという、教育施策の変更に手を付けなければいけなくなる。

<委員>

・現在でも私立高校では受け入れているところもある。このような努力を他の高校にも促していく必要があると思う。

・以前、医学部への入学において男性に下駄を履かせていたという事例があった。性別によっても差別がありその対応で大変だと思うので、知的障害者まで手が回らないのでないか。

<会長>

・高校進学への合理的配慮については、かなり大きな政策的問題であるから、今回は記録に残すまでにしたいと思う。

・3点目の警察や司法について、条例のどの部分にあてはまるのか。

<事務局>

・名古屋市条例で言えば、第8条第2項第10号「前各号に掲げるもののほか」、もしくは第9号「情報の提供」に該当すると思われる。

<会長>

・条例に司法や警察の分野を記載することについてどう考えるか。

<アドバイザー>

・これは、司法へのアクセスという点からは非常に重要なことと考える。知的障害の人たちの冤罪事件や障害の特性を知らないがために過大に犯罪を疑われると言ったことがあるので、条例に入れた方がいいと思う。しかし、警察は県の管轄、裁判所は国の管轄なので難しいと思う。障害者差別解消法の適用対象に警察や検察は入っているが、裁判所は行政ではなく司法のため対象になっていない。

<事務局>

・司法の法廷における登場人物を考えた場合、原告、被告と裁判官がおり、原告と被告について、実際に対応しているのは本人ではなく弁護士や代理人だと考えられる。よって司法についてはあえて記載する必要はないのではないか。

<アドバイザー>

・一概にそうとは言えず、関西では本人が対応している場合もそれなりにある。例えば、証人尋問のとき、原告に聴覚障害を持っている場合に手話通訳士を付けるという合理的配慮が必要になってくる。そこは裁判所の裁量で行ってきたが、それを条例で裁判所に義務づけするというところに意味がある。

・非常に大事な点ではあるが、条例で司法を書いている例はほとんどないので難しいと思う。

<委員>

・障害者支援施設での暴行や虐待の場合において、本人に訴える力がないために事件化されないという例は数多くあるのではないか。このような事態を禁止することが重要だと思う。

<会長>

・司法の重要性については分かったが、司法を個別分野として記載するのか、それとも「あらゆる分野」に含めるのかについて意見は。

<事務局>

・この件については事務局で預かり、次回あらためて説明したい。

<副会長>

・知的障害のある人たちにとっては、学校などの教育、罪を犯したときの裁判、また地域の方たちとコミュニケーションをとるための合理的配慮について、どのように文章にしていくのが大事と考えている。そのために皆さんの意見を聴かせてもらっている。

<委員>

・小学校入学前に、地域生活の中で起きる差別についても禁止規定に入れた方がいいと思っている。しかし、その対象が市及び事業所ではないとも思うが、どうにかして条例に入れてもらえないか。

<事務局>

・この禁止規定は、禁止事項を分かりやすくするために、事業ごとの分野を設けている。市民活動や生活のことについては、画一的ではなく、様々な生活スタイルもあるので、記載すると分野が細かくなり分かりにくくなる。

・しかし、条例の書きぶりについては「何人も差別をしてはならない」という一文は必ず入れるので、一括して規定することが合理的ではないか。今回の市民生活については、市民向けのガイドラインのようなものを作り、禁止事項を周知するということを現時点では考えている。

<委員>

・施設に入居している方の地域生活への移行が可能ということ、条例またはガイドラインに入れ込んで欲しい。

<アドバイザー>

・地域生活を保障するためには2つの問題がある。初めて条例を作った千葉県では、脱施設化の方向性で福祉施策を展開するうえで、地域生活では必ず差別が起こることから、障害福祉サービスを充実するとともに障害者差別禁止の2つを同時に取組んだ。

・地域移行という施策のひとつの手段として、障害者の差別禁止を位置付けている。

<事務局>

・障害者の地域移行については、福祉計画において福祉サービスの充実、受入体制の整

備や障害の理解の普及啓発を図ることで推進するようにしている。よって禁止条例の中に地域移行を述べるのではなく、福祉計画を推進することで対応したい。

<事務局>

- ・最後に、次回の協議事項を確認すると、まず、医療の分野で本人の意思表示が困難な場合に家族等に聞くという趣旨の追加。福祉サービスの分野ではOR条件で繋ぐように工夫する。不特定多数の表現をOR条件になるように修正する。災害の分野では仮設住宅等を追加。司法や警察については次回に間に合うかどうか分からないが再検討。教育の範囲についても他の政令市等を調べて再検討。自治会の話が出たので事業者の定義を整理する。以上の項目を再度協議したい。

3. その他

4. 閉会

以上